平成２２年（フ）第５４７号
秋田市山王中園町４番31―207号
債務者　石川　弓子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５４号
秋田市大住４丁目10番３―208号
債務者　鈴木　宏子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６２号
秋田市南通亀の町14番39号　パレーシャル亀の町201
債務者　熊谷　誠子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
秋田県能代市字機織轌ノ目26番地23
債務者　小林　洸樹
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３４５号
福井県丹生郡越前町厨第18号54番地１
債務者　青木　善市
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
福井県丹生郡越前町厨第18号54番地１
債務者　青木きよみ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
福井県坂井市春江町江留下相田13番地
債務者　水上　泰樹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
福井市三十八社町第14号10番地
債務者　眞杉　則雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
福井県坂井市丸岡町猪爪第６号５番地１　エクセレント607　103号室
債務者　中村　俊弘
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
福井県坂井市丸岡町猪爪第６号５番地１　エクセレント607　103号室
債務者　中村喜久代
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
福井県坂井市丸岡町御幸１丁目86番地　ＣＡＳＴＬＥ　Ｍ　Ｃ棟301号室
債務者　木戸口志景子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
長野市大字柳原1424番地　柳原団地Ａ―２401号
債務者　倉見　　朗
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
長野県松本市波田10049番地　オーチャードビュウＢ103
債務者　小嶋　　博
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８４号
長野県松本市神田１丁目２番22号、前住所長野県安曇野市堀金烏川3723番地１　ビュー中堀203
債務者　望月志真子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３２９号
長野県大町市大町4365番地１、前住所長野県大町市平5410番地
債務者　綱川　幸男
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０８号
岐阜県美濃加茂市深田町３丁目８番32号　ライフダイギン206号
債務者　海谷アレックスこと　カイヤ　アレックス　ナオブミ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３０２号
三重県四日市市釆女町359番地２
債務者　花野　　英
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係